

# 特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

## 第2講 独立クレームと従属クレーム

### 第1 独立クレーム、従属クレーム1の意味

従属クレームとは、一般的に、①「先行する他の請求項に言及し、」②「先行する請求項のすべての特徴を含み、別の要件が付加されている」請求項を言うと定義されている $^2$ 。

例えば、従属クレームとは、下記の請求項<sup>3</sup>2のように、①「先行する請求項1に言及し」、②「先行する請求項のすべての特徴を含み、別の要件(カマンベールチーズであること)が付加されている請求項 | である。

#### 【請求項1】

成型されたチーズカードの間に食品類をはさんだ後、前記チーズカードを結着するように熟成させて一体化させることにより得られる、食品類を内包した白カビチーズ製品。

#### 【請求項2】

白カビチーズが、カマンベールチーズである請求項1記載の白カビチーズ製品。

我が国特許法には、従属クレームに関する規定は存在しないが、米国特許法第112条第4項 $^4$ は、"Subject to the following paragraph, a claim in dependent form shall contain a reference to a claim previously set forth and then specify a further limitation of the subject matter claimed"([訳]次項以降の規定にしたがうことを前提として、従属形式のクレームは、先行して規定されているクレームを引用し、引用された発明の対象を更に限定して規定しなければならない)と明文で規定している。

①「先行する他の請求項に言及し」ているが、言及した請求項のすべての特徴を含まない請求項は、従属クレームではない。例えば、下記に挙げる請求項 $2^5$ は、①先行するボルトに関する

<sup>1</sup> 独立クレーム、従属クレームは、独立請求項、従属請求項とも言う。

<sup>2</sup> この定義は、後述する米国特許法第112条4項を意識したものである。

<sup>3</sup> 特許第3748266号の請求項である。

<sup>4 35</sup> U.S.C. 112 (fourth paragraph)

<sup>5 「</sup>明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準改訂(平成23年9月28日発表) 2.2.4.2 「請求項の記載形式―独立形式と引用形式―」の例4 (18、19頁)。